

平成30年10月31日

第 9 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：平成30年10月31日（水） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第 50 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 51 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 52 号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第 53 号 事業計画変更承認申請について
- 議案第 54 号 非農地証明申請について
- 議案第 55 号 非農地通知の決定について
- 議案第 56 号 農用地利用集積計画(案)について

### 報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

### その他

### 出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司
9 番 今井 満	10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満
13 番 灰原 松二	14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘
17 番 西田 小百合	18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次	

### 事務局

平川事務局長 大番事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主査

(午後2時)

議長： それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第9回呉市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名者に、11番 長迫委員、12番 本末委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長： 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局： 配付資料の確認をさせていただきます。

今回の事前配布として、議案書、「資料1 非農地通知の決定について」、「資料4 平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会の開催について」を送付しています。

また、本日配布資料は、「資料2 農用地利用集積計画(案)」、「資料3 農業委員等の綱紀粛正について」、番号無しの「1人一筆解消運動の実施について」そして「JA広島ゆたか広報134号」です。ありますでしょうか。

議長： はい。

議長： それでは付議事項に入ります。議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局： 1番の申請地は、安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は982㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。

規模等は、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議長： 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員： 9番 今井です。申請地は段々畑で、その上に田があり、そこから排水が流れるので、屋根側に排水を設けるよう指示した。奥側には家があり別途水路がある。排水をしっかりと

するよう強く指示した。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町内海北6丁目〇〇〇番、地目は田、面積は617㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。

規模等は、太陽光パネル240枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。昨年までは水稻を作付けしていたが、高齢のため耕作が困難となったため、太陽光発電設備として利用するというものです。水路は十分整備されており、近隣への迷惑はない。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、宮原11丁目〇〇〇番、地目は畑、面積は52㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接する住宅とともに取得し、その倉庫用地として使用しようとするものです。

規模等は、倉庫1棟を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのようにすでに倉庫が設置されていることから、始末書

添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。すでに倉庫が建っているところを、始末書添付で許可申請するというものです。山に囲まれた住宅の隣地でやむを得ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広小坪1丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は257㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接地に設置済みの太陽光発電設備の管理を行うための駐車場及び管理地として利用するため、贈与により所有権を移転するものです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。隣接する太陽光発電設備の管理をするために利用するというものです。現地は山の上で周囲に荒廃地も多く、荒地とせずに利用するのであれば良いと思う。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番と4番は関連する事案ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町森3丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で670㎡の第2種農地、4番の申請地は、川尻町森3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は3

6㎡の第2種農地です。

転用目的は、駐車場及び進入路として利用するため、所有権を移転及び使用貸借による権利を設定するものです。

規模等は、隣接地と併用して駐車場8区画及び進入路を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。申請地の上の方にソーラー発電があり、その進入路の隣に駐車場を作るというもので、問題ない。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、3番と4番は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、3番と4番は許可と決定します。

議長：つぎに、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について」と、議案第53号「事業計画変更承認申請について」は関連する事案ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：議案第52号は、平成30年10月4日付けで、農地法第4条の規定による許可の取消願の提出がありましたので、審議を求めるものです。

これは、平成29年10月に開催された農業委員会総会において審議され、平成29年11月22日付け農委指令第63号で許可した案件ですが、安浦町大字中畑字日ノ平〇〇〇番について、再生可能エネルギー発電設備の認定がおりなかったため、取消願いが提出されたものです。

議案第53号は、この許可の取消願による転用計画の変更及び工期の延長について承認を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。前回の太陽光発電設備2カ所の許可の一部について、太陽光発電設備の認可が下りなかったため、一部を取り消すとともに事業計画の変更をするというものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議 長：ないようですので、議案第52号について許可の一部を取り消すとともに、議案第53号のとおり事業計画の変更を承認することと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可の一部を取消し、事業計画変更を承認することと決定します。

議 長：つぎに、議案第54号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字胡原〇〇〇番〇〇，地目は田，現況は山林，面積は588㎡の農用地区域内の農地です。

申請の事由は、昭和62年に相続したものの、転居などにより耕作困難なため耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。なお、農用地区域の指定除外については、8月の第7回農業委員会総会で協議いただいております。農用地区域の除外の公告にあわせ証明することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西 田 委 員：17番 西田です。申請地は、黒瀬川の東側に位置する農地です。昭和62年に父より相続したものの耕作できず、写真のとおり竹が密生しており農地への復元は困難な状況でした。山林として証明して問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農用地区域の除外の公告に合わせ証明すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告に合わせ証明すると決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字鹿島東郷〇〇〇〇番〇ほか1筆，地目は畑，現況は山林，面積は合計で2,568.85㎡の農用地区域内の農地です。

申請の事由は、平成13年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

なお、農用地区域の指定除外については、8月の第7回農業委員会総会で協議いただいております。平成30年12月初旬頃、公告される予定で、この公告にあわせて証明することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。現地へは歩いては行けるものの、山林化しており耕作は困難です。非農地とするのはやむを得ないと思う。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農用地区域の除外の公告に合わせ証明すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告に合わせ証明すると決定します。

議 長：つぎに、議案第55号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料1「非農地通知の決定について」をご覧ください。ここに記載の音戸町の農地、56筆、面積25,592㎡について、平成30年度現地調査し、非農地であると判断したものです。総会で議決いただきましたら、所有者、広島県、法務局、呉市農林水産課、呉市資産税課に通知を行うこととしています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

石 田 委 員：19番 石田です。筆界未定という筆が2つあるが、現地を特定して非農地と判断したということなのか。

事 務 局：筆界未定地内に2筆しかなく、全体に農地性がないと判断し非農地としたものです。非農地の判断にあたっては、たとえ境界を特定できなくても、その筆を含む全体が非農地化していれば、非農地として処理できます。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者等に通知するとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定し、所有者等に通知することとします。

議 長：議案第56号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：それでは、議案第56号について説明します。



この事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。10月10日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが資料2の「農用地利用集積計画（案）」です。

なお、この農用地利用集積計画の決定にあたっては、「農業経営基盤強化促進法」第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっていますので、よろしくご審議お願いします。

それでは、内容について説明しますので、資料2をご覧ください。

1ページは、利用権の設定について新規の申込みの一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、豊浜町大字豊島字立岩〇〇〇〇番〇ほか15筆、合計面積は8,248㎡です。

2ページは、利用権の設定について再設定の申込みの一覧表です。利用権を再設定する農用地は、郷原町字ワラヒノ山〇〇〇〇番〇〇ほか25筆、合計面積は17,728.96㎡です。

設定する権利内容は、使用貸借による権利の設定です。

その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっています。

3ページは、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した共通事項です。

4ページ、5ページは、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者等の人数が記載されています。

資料2の説明は以上です。なお、本日の総会で決定しましたら「農業経営基盤強化促進法」第19条の規定により、すみやかに公告することになっています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから12ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、8ページ、9

ページ 農地法第4条の規定による届出が4件、10ページから12ページ 農地法第5条の規定による届出が10件、合計で14件ありましたので、報告します。

議 長：その他に入ります。

資料3「農業委員等の綱紀肅正について」をお願いします。広島県農業会議から出された文書で、徳島県阿南市の農業委員がメガソーラーの設置に関する農地転用について収賄容疑で、逮捕、送検されたという事件についてのものです。農地法の審査にあたっては、綱紀肅正にご留意ください。

事務局：資料4のブロック研修会についてですが、欠席の方、直接会場に行かれる方は、11月14日水曜日までに事務局にご連絡ください。交通手段については、後日連絡させていただきます。

また、本日配付しています「1人一筆解消運動の実施について」ですが、遊休農地の農地への復元を図るもので、12月から2月を実施の予定としています。草刈り、耕起による復元を図るもので、農業委員、農地利用最適化推進委員39名で、約2ヘクタールの復元を目標としています。今後、各地区会で対象地、実施方法等の詳細を決めていただきたい。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、平成30年第10回総会は、11月30日 金曜日 午後2時から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で平成30年第9回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時40分)